

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成30年3月23日提出
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松田 通
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	三菱UFJ 日本短期債券ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年1月18日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、繰上償還に伴う所要の変更等を行うため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

<訂正前> および <訂正後> に記載している下線部__は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(7)【申込期間】

<訂正前>

平成30年 1月19日から平成31年 1月18日まで

申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

ファンドは、繰上償還が決定した場合、申込期間を平成30年 3月23日までとし、平成30年 3月26日をもって信託を終了する予定です。詳しくは(12)その他をご確認ください。

<訂正後>

平成30年 1月19日から平成30年 3月23日まで

(12)【その他】

<訂正前>

ファンドの受益権の口数が信託約款に定められた口数を下回っており、償還することが受益者にとって有利であると認められるため、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき平成30年 1月19日現在の受益者（平成30年 1月18日までに、取得申込みの受付を完了された受益者が対象となります。）に、平成30年 3月26日付けで繰上償還することについての書面による決議（「書面決議」といいます。）を平成30年 2月21日に行います。

当書面決議に賛成された受益者の議決権の合計数が、平成30年 1月19日現在の議決権を行使することができる受益者の議決権総数の3分の2以上の場合、ファンドは繰上償還となり、取得申込みの受付は平成30年 3月23日までとします。また、否決された場合、ファンドを継続する旨を、平成30年 1月19日現在の受益者にお知らせいたします。

当書面決議の結果（繰上償還の可否）につきましては、平成30年 2月21日に委託会社のホームページ（<https://www.am.mufg.jp/>）にてお知らせいたします。

<訂正後>

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

無期限（平成24年12月3日設定）

繰上償還が決定した場合、平成30年3月26日まで（平成24年12月3日設定）となります。

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

<訂正後>

平成30年3月26日まで（平成24年12月3日設定）